業務の運営に関する規程（職業紹介事業）

事業所名　株式会社 D&I

第１　求　　人

１　本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。 ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当である場合、一定の労働関係法令（労働基 準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理しません。

２　求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来所されて、所定の求人票により、お申込みください。直接来所できないときは、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールでも差し支えありません。

３　求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の労働条件をあらかじ め書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、当該明示すべき 事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

４　求人受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第２　求　　職

１　本所は、取扱職種の範囲等に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。

２　求職申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。

３　常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。

４　取扱職種の範囲等が、芸能家、家政婦（夫)、配ぜん人、調理師、モデル又は マネキンの場合の求職受付の際には、受付手数料を、別表の料金表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返し致しません。

第３　紹　　介

１　求職の方には、職業安定法第２条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。

２　求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。

３　紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用若しくは電子メール等により明示します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法

以外の方法により明示を行います。

4　求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を 持参して求人者へ行っていただきます。

5　いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。

6　本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。

7　就職が決定しましたら求人された方から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4　そ　の　他

1　本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。

2　本所の行った職業紹介の結果については、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。

また、本所の職業紹介により期間の定めない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇された場合を除く。）したか否かについて、求人者から本所に対して報告してください。

3　本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4　本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新ないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に 当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。

5　本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業 務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。

6　本所の取扱職種の範囲等は、 全職種です。

7　本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりでありますが、本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和7年　5月　13日

株式会社 D&I

代表取締役　小林　鉄郎

個人情報適正規程（職業紹介事業）

1　個人情報を取扱う職員の範囲は、職業紹介事業に関わる担当者とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者とする。

2　職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う１に記載する職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年 1 回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも５年に１回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

3　取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人からの情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行なうものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取り扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

4　求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申し出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

許可番号　　１３－ユ―３０６３９７
事業所名称　　株式会社 D&I
事業所所在地　東京都千代田区神田錦町三丁目３番地

手数料表（職業紹介事業）

サービスの種類及び	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 ＜期間の定めのない雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大１００％ ＜期間の定めのある雇用契約の紹介の場合＞ 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が１年を超える場合は最大１年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大１００％ 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する 専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後１年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 最大１００％ 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号　１３－ユ－３０６３９７
事業所名称　株式会社Ｄ＆Ｉ
所在地　東京都千代田区神田錦町三丁目３番地　竹橋３－３ビル５階

返金制度（職業紹介事業）

事業所名　株式会社 D&I

弊社の紹介により就職した者が入社日より３か月以内に自己都合（死亡、求人者の責めに帰す事由を除く）を理由に退職した場合は、報酬の額（消費税及び地方消費税込）に退職の時期による以下の割合を乗じた金額を求人者に返還するものとする。
尚、振込手数料は弊社が負担するものとする。

（１）　入社日から１か月以内　　１００％

（２）　入社日から１か月を超えて３か月以内　　５０％

ただし、求人者の都合のより退職することとなった場合には、入社日から退職日までの時期の長短を問わず、報酬の返還は行わない。